

議案第103号

大仙市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに大仙市議会会議規則（平成17年大仙市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和3年11月11日

大仙市議会議長 後藤 健 様

提出者 大仙市議会議会運営委員会

委員長 佐藤 育 男

提案理由

大仙市議会議員政治倫理条例の一部が改正されたことに伴い、別表の大仙市議会議員政治倫理審査会の委員の数を改正するものである。

大仙市議会規則第 号

大仙市議会会議規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日公布

大仙市議会会議規則（平成17年大仙市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表大仙市議会議員政治倫理審査会の項構成員の欄中「10人」を「8人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大仙市議会会議規則（平成17年大仙市議会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考																								
<p>○大仙市議会会議規則</p> <p>平成17年3月28日 議会規則第1号</p> <p>目次～第163条まで省略</p> <p>第164条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第165条～第166条 省略</p> <p>別表（第164条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1141 1198 1428 2112"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員全員協議会</td> <td>重要案件について、議員全員が協議する会議</td> <td>全議員</td> <td>議長</td> </tr> <tr> <td>正副委員長会議</td> <td>委員会の審査案件について、正副委員長等が調整する会議</td> <td>正副委員長及び正副議長</td> <td>議長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	議員全員協議会	重要案件について、議員全員が協議する会議	全議員	議長	正副委員長会議	委員会の審査案件について、正副委員長等が調整する会議	正副委員長及び正副議長	議長	<p>○大仙市議会会議規則</p> <p>平成17年3月28日 議会規則第1号</p> <p>目次～第163条まで省略</p> <p>第164条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第165条～第166条 省略</p> <p>別表（第164条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1141 302 1428 1198"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員全員協議会</td> <td>重要案件について、議員全員が協議する会議</td> <td>全議員</td> <td>議長</td> </tr> <tr> <td>正副委員長会議</td> <td>委員会の審査案件について、正副委員長等が調整する会議</td> <td>正副委員長及び正副議長</td> <td>議長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	議員全員協議会	重要案件について、議員全員が協議する会議	全議員	議長	正副委員長会議	委員会の審査案件について、正副委員長等が調整する会議	正副委員長及び正副議長	議長	
名称	目的	構成員	招集権者																							
議員全員協議会	重要案件について、議員全員が協議する会議	全議員	議長																							
正副委員長会議	委員会の審査案件について、正副委員長等が調整する会議	正副委員長及び正副議長	議長																							
名称	目的	構成員	招集権者																							
議員全員協議会	重要案件について、議員全員が協議する会議	全議員	議長																							
正副委員長会議	委員会の審査案件について、正副委員長等が調整する会議	正副委員長及び正副議長	議長																							

会派代表者会議	議会構成等について、会派調整を図る会議	会派代表者及び正副議長	議長
委員会協議会	重要案件について、委員会で協議する会議	委員長、委員及び出席を求められた委員外議員	委員長
正副分科会会長会議	委員会分科会を設置し、審査する案件について正副分科会会長等が調整する会議	正副分科会会長、正副委員長及び正副議長	委員長
大仙市議会議員政治倫理審査会	大仙市議会議員政治倫理条例の規定に基づき審査請求された事項の審査	議長に指名された委員 <u>10</u> 人以内	委員長
大仙市議会改革推進会議	大仙市議会基本条例の運用等及び議会改革の推進に関する基本的事項についての協議又は調整	議長に指名された委員8人及び正副議長	委員長
大仙市議会議員定数等検討会議	議員の定数及び報酬について、協議する会議	議長に指名された委員10人以内及び正副議長	委員長
議会調整会議	一般選挙後の初議会のための調整会議	被推薦議員	議会議務局長
会派代表者会議	議会構成等について、会派調整を図る会議	会派代表者及び正副議長	議長
委員会協議会	重要案件について、委員会で協議する会議	委員長、委員及び出席を求められた委員外議員	委員長
正副分科会会長会議	委員会分科会を設置し、審査する案件について正副分科会会長等が調整する会議	正副分科会会長、正副委員長及び正副議長	委員長
大仙市議会議員政治倫理審査会	大仙市議会議員政治倫理条例の規定に基づき審査請求された事項の審査	議長に指名された委員 <u>8</u> 人以内	委員長
大仙市議会改革推進会議	大仙市議会基本条例の運用等及び議会改革の推進に関する基本的事項についての協議又は調整	議長に指名された委員8人及び正副議長	委員長
大仙市議会議員定数等検討会議	議員の定数及び報酬について、協議する会議	議長に指名された委員10人以内及び正副議長	委員長
議会調整会議	一般選挙後の初議会のための調整会議	被推薦議員	議会議務局長